



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 教育委員会規則

- *8 和歌山県銃砲刀剣類登録審査委員に関する規則の一部を改正する規則 2

○ 告示

- 302 和歌山県使用料及び手数料条例の規定による東京都所在行政財産の土地使用料(管財課) 2
 303 地籍調査の成果の認証 (地域政策課) 3
 304 // (//) 3
 305 // (//) 3
 306 // (//) 4
 307 // (//) 4
 308 // (//) 4
 309 // (//) 5
 310 和歌山県土地利用基本計画の変更 (//) 5
 311 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課) 6
 312 // (//) 6
 313 障害者の雇用の促進等に関する法律の規定による業務を行う者の指定 (労働政策課) 6
 314 県営ため池等整備事業の工事の完了 (農業農村整備課) 7
 315 保安林予定森林 (森林整備課) 7
 316 道路の位置の指定 (都市政策課) 7
 317 和歌山県景観計画の変更 (//) 7
 318 指定登録機関の指定 (建築住宅課) 8
 319 和歌山県が発注する物品の購入等に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等 (総務事務集中課) 8
 320 平成23年度県立近代美術館の入場料 (教育委員会) 16
 321 平成23年度県立博物館の使用料 (//) 17
 322 平成23年度県立紀伊風土記の丘資料館の入場料 (//) 18
 323 平成23年度県立自然博物館の入場料 (//) 19

○ 選挙管理委員会告示

- 30 政治団体の設立の届出 19
 31 政治団体の届出事項の異動の届出 20
 32 政治団体の解散の届出 22
 33 政治団体の収支報告書の要旨 22
 34 資金管理団体の届出 26
 35 資金管理団体の指定の取消しの届出 27
 36 資金管理団体の届出事項の異動の届出 27
 37 平成23年和歌山県選挙管理委員会告示第7号(和歌山県知事選挙における各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨)の訂正 27
 38 平成23年和歌山県選挙管理委員会告示第16号(和歌山県知事選挙における各候補者の選挙

運動に関する収支報告書の要旨)の訂正 28

39 放送事業者の定め 28

*40 平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部改正 28

○ 訓令

*2 和歌山県建設工事事務規程の一部を改正する訓令 (技術調査課) 29

*3 和歌山県公営企業被服等貸与規程の一部を改正する訓令 (公営企業課) 29

*4 和歌山県物品調達事務規程の一部を改正する訓令 (総務事務集中課) 30

○ 監査公表

監査公表第8号 32

監査公表第9号 34

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第8号

和歌山県銃砲刀剣類登録審査委員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年3月29日

和歌山県教育委員会委員長 宮 永 健 史

和歌山県銃砲刀剣類登録審査委員に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県銃砲刀剣類登録審査委員に関する規則(平成12年和歌山県教育委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

第2条中「3人以内」を「4人以内」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第302号

和歌山県使用料及び手数料条例(昭和22年和歌山県条例第28号)別表第1第33項の表備考1の規定に基づき、東京都所在行政財産の土地使用料を次のように定め、平成23年4月1日から施行する。

平成21年和歌山県告示第382号(和歌山県使用料及び手数料条例の規定による東京都所在行政財産の土地使用料)は、平成23年4月1日をもって廃止する。

平成23年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

東京都所在行政財産の土地使用料

使 用 目 的		単 位	使 用 料		
			特別区	市	町村
電柱(電話柱を含む。)、支柱、支線		1本1年につき	12,492円	2,448円	48円
水道管、ガス管その他の地下埋設物	外径が0.4メートル未満のもの	1メートル1年につき	2,232円	432円	12円
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	1メートル1年につき	5,580円	1,092円	24円
	外径が1メートル以上のもの	1メートル1年につき	11,160円	2,196円	48円

備考

- 1 使用期間が1年に満たないとき、又は使用期間に1年に満たない端数があるときは、月割りをもって計算し、なお、1月に満たない端数があるときは、1月として計算する。
- 2 長さが1メートルに満たないとき、又は長さに1メートルに満たない端数があるときは、1メートルとして計算する。

和歌山県告示第303号

和歌山県海草郡紀美野町三尾川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成23年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県海草郡紀美野町
- 2 調査を行った時期
平成21年4月14日から平成22年8月27日まで
- 3 成果の名称
和歌山県海草郡紀美野町三尾川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県海草郡紀美野町三尾川の一部地区
- 5 認証年月日
平成23年3月22日

和歌山県告示第304号

和歌山県海草郡紀美野町鎌滝の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成23年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県海草郡紀美野町
- 2 調査を行った時期
平成21年4月14日から平成22年8月27日まで
- 3 成果の名称
和歌山県海草郡紀美野町鎌滝の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県海草郡紀美野町鎌滝の一部地区
- 5 認証年月日
平成23年3月22日

和歌山県告示第305号

和歌山県有田郡有田川町大字生石の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成23年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡有田川町

- 2 調査を行った時期
平成20年4月15日から平成22年3月24日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡有田川町大字生石の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡有田川町大字生石の一部地区
- 5 認証年月日
平成23年3月22日

和歌山県告示第306号

和歌山県有田郡有田川町大字川口の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成23年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期
平成20年4月15日から平成22年3月24日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡有田川町大字川口の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡有田川町大字川口の一部地区
- 5 認証年月日
平成23年3月22日

和歌山県告示第307号

和歌山県有田郡有田川町大字瀬井の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成23年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期
平成20年4月15日から平成22年2月22日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡有田川町大字瀬井の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡有田川町大字瀬井の一部地区
- 5 認証年月日
平成23年3月22日

和歌山県告示第308号

和歌山県海南市別所地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成23年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県海南市
- 2 調査を行った時期
平成21年4月1日から平成22年10月29日まで
- 3 成果の名称
和歌山県海南市別所地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県海南市別所地区
- 5 認証年月日
平成23年3月22日

和歌山県告示第309号

和歌山県海南市且来の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成23年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県海南市
- 2 調査を行った時期
平成21年4月1日から平成22年11月15日まで
- 3 成果の名称
和歌山県海南市且来の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県海南市且来の一部地区
- 5 認証年月日
平成23年3月22日

和歌山県告示第310号

和歌山県土地利用基本計画の計画図の一部を平成23年3月18日変更したので、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第14項において準用する同条第13項の規定により、次のとおりその要旨を公表する。

なお、変更後の和歌山県土地利用基本計画の計画図は、和歌山県企画部地域振興局地域政策課及び各市町村国土利用計画法担当課室において閲覧することができる。

平成23年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

整理番号	変更地域名	関係市町村名	変更部分の面積 (ha)		変更を必要とする理由 (要旨)
			拡大	縮小	
1	海南森林地域	海南市		1	他用途転用により現況森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
2	橋本森林地域	橋本市		10	他用途転用により現況森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
3	橋本森林地域	橋本市		13	他用途転用により現況森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。

4	橋本森林地域	橋本市		59	他用途転用により現況森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
5	有田川森林地域	有田川町		2	他用途転用により現況森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
6	白浜森林地域	白浜町		3	他用途転用により現況森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
7	古座川森林地域	古座川町		8	他用途転用により現況森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。

和歌山県告示第311号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成23年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
田 歯 53-20	まどかデンタルクリニック	田辺市たきない町10番34号	平成 23. 1. 31
有市柔 12-2	大西接骨院	有田市港町40-5	平成 22. 12. 31

和歌山県告示第312号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成23年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
東 訪 5-17	古座川病院訪問看護ステーション	東牟婁郡串本町古座1035	平成 23. 3. 31

和歌山県告示第313号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第33条の規定に基づき、同法第34条に規定する業務を行う者を次のとおり指定した。

平成23年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 社会福祉法人和歌山県福祉事業団
- 2 住所 和歌山県西牟婁郡上富田町岩田2456-1
- 3 事務所の名称 海草圏域障害者就業・生活支援センターーと
- 4 事務所の所在地 和歌山県海南市名高509-5 河西ビル104
- 5 指定地域 海南市、紀美野町
- 6 指定年月日 平成23年3月17日

和歌山県告示第314号

県営ため池等整備事業につき、その工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成23年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 事業名 県営ため池等整備事業水栖大池地区
- 2 確定年月日 平成18年4月13日
- 3 工事を完了した時期 平成23年3月2日

和歌山県告示第315号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成23年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市上秋津字中畑3993の182
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字中畑3993の182（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第316号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成23年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3117	西牟婁郡白浜町字坂本342番1の一部	西牟婁郡白浜町631番地 真砂重清	平成 23. 3. 17	6.00	15.01
				6.00	6.64
				5.00	
				5.00	14.19

和歌山県告示第317号

景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定に基づく和歌山県景観計画を変更したので、同法第9条第8項において準用する同条第6項の規定により告示し、当該景観計画の図書を和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課において公衆の縦覧に供する。

なお、この計画は、平成23年4月1日から施行する。ただし、高野山町石道周辺特定景観形成地域に関する部分については、同年7月1日から施行する。

平成23年3月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第318号

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条の20第1項の規定による指定登録機関を指定したので、同条第3項において準用する同法第10条の6第1項の規定により次のとおり告示する。

平成23年3月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定登録機関の名称及び住所
社団法人和歌山県建築士会
和歌山市ト半町38番地
- 2 二級建築士等登録事務を行う事務所の所在地
和歌山市ト半町38番地
- 3 二級建築士等登録事務の開始の日
平成23年4月1日

和歌山県告示第319号

和歌山県が発注する物品の購入等に係る一般競争入札等（以下「競争入札」という。）についての和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成8年和歌山県告示第266号。以下「資格審査要綱」という。）に定める資格の審査に係る申請の受付を次のとおり行う。

平成23年3月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 営業種別
別表1のとおり
- 2 競争入札に参加することができる者
競争入札に参加することができる者は、次に掲げる者以外の者で、資格審査要綱に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を有すると認められ競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。
 - (1) 特別の理由がある場合を除くほか、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
 - (2) 国税及び県税を滞納している者
 - (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項第1号から第6号までに掲げる者で、競争入札に参加することを停止された期間を経過しないもの及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - (4) 暴力団、暴力団員又は暴力団関係者が経営若しくは運営に関与している者
 - (5) 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者
 - (6) 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において当該許可、認可等を得ていない者
 - (7) 契約の履行が困難と認められる者
- 3 申請の方法

資格審査を受けようとする者は、県の所定の競争入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して知事に提出するものとする。ただし、和歌山県物品電子調達システム（和歌山県が電子情報処理組織を使用して物品を調達するシステムをいう。以下同じ。）を利用して申請する場合の提出書類は、当該システムから出力される確認書及び（4）から（10）までに掲げる書類とする。

なお、知事が特に認める場合は、その一部の書類の添付を免除することができる。

- (1) 和歌山県物品電子調達システムによる電子入札（県の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札をいう。）を希望する者にあつては、所定の物品調達システム取扱責任者選定届
- (2) 経営状況等に関する次に掲げる所定の調書
 - ア 取引希望及び営業概要調書
 - イ 営業実績及び資格等調書
 - ウ 印刷業を営んでいる者にあつては、印刷業者業務調書
- (3) 所定の取扱品目一覧表
- (4) 所定の使用印鑑届
- (5) 所定の役員等に関する調書
- (6) 法人にあつては、発行後3か月を経過していない登記事項証明書
- (7) 印鑑証明書
- (8) 次に掲げる税金に未納がないことを確認することができる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの
 - ア 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - イ 和歌山県が課する県税全税目
 - ウ 個人にあつては、和歌山県内の在住市町村が課する個人住民税（県・市町村民税）
- (9) 財務諸表（直近2か年分で法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）
- (10) 営業に必要な許可、認可等を得ていることを証する書類又はその写し（許可、認可等を必要とする業種に限る。）
- (11) その他知事が必要と認める書類

4 申請書類の提出先及び申請書類の用紙の交付請求先

(1) 申請書類の提出先

別表2に掲げる県の機関のいずれかに提出しなければならない。ただし、物品電子調達システムを利用して申請する場合は、和歌山県会計局総務事務集中課のみに提出するものとする。

(2) 申請書類の交付請求先

別表2に掲げる県の機関のいずれにおいても請求できる。

5 申請の時期

- (1) 申請は、原則として次に掲げるいずれかの期間内（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日を除く。）に行わなければならない。

ア 平成23年5月2日（月）から同月31日（火）まで

イ 平成22年11月1日（火）から同月30日（水）まで

ウ その他知事が必要と認め、別に定める期間

- (2) (1)の規定にかかわらず、一般競争入札の公告により入札の実施を知り得た者が、当該一般競争入札への参加を希望する場合は、当該一般競争入札の公告の期間内（特に知事が定める場合にあつては、その定める期間内）に限り、資格審査の申請を行うことができるものとする。この場合において行う資格審査の申請先は、和歌山県会計局総務事務集中課に限るものとする。

6 申請に用いる言語及び通貨

- (1) 申請に用いる言語は、原則として、日本語とすること。
- (2) 申請事項のうち、外国語で記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- (3) 申請事項の金額欄については、外国の通貨単位によらず、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨の額に換算して記載すること。

7 資格審査の結果の通知

申請者には、資格審査の結果を文書等により通知する。

8 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、資格を認定した日から平成24年7月31日までとする。

9 競争入札の公示の方法

一般競争入札を行う場合は、和歌山県ホームページに掲載し、又は調達機関の掲示板に掲示することにより公告する。

10 問い合わせ先

和歌山県会計局総務事務集中課物品班

〒640-8585

和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 (073) 441-2293

別表 1 (第 1 項関係)

営業種別表

営業種目 番号	営業種目名	品目(例示)
1	文房具事務用品	文房具、和洋紙製品(画用紙、半紙、伝票帳票類、表紙、ファックス用紙、各紙袋等)、事務用機械器具類(一般の文房具店で取り扱っている電卓のような文房具、事務用品の全品目。ただし、什器を除く。)等
2	用紙類	和紙、上質紙、中質紙、中質紙(再生紙)、更紙、ノーカーボン紙、封筒等
3	複写用感光紙	湿式、乾式、PPC用紙、PPC用紙(再生紙)等
4	情報処理用機器	汎用コンピュータ、オフィスコンピュータ、パーソナルコンピュータ、AV機器、ワードプロセッサ、光ファイリングシステム、光学マーク読取装置、光学文字読取装置等
5	事務用機器	タイプライター、シュレッダー、宛名印刷機、マイクロリーダー、複写機、軽印刷機、OHP、加算機等
6	印章	木印、ゴム印、日付印等
7	情報処理用品	磁気テープ、ディスクパック、ストックフォーム、ストックフォーム(再生紙)、フィルター、フロッピーディスク等
8	楽器	和楽器、楽譜、レコード、CD、洋楽器等
9	学校教材具	教材、教育機器、理科実験器具、実習用機器、視聴覚教育機器、教材用映画フィルム、保健室用品、保育用教材等
10	運動用品	運動用品、運動器具、武道具、運動衣等
11	ミシン	ミシン、編機等
12	時計・貴金属	時計、貴金属、眼鏡等
13	バッジ・カップ・記念品類	バッジ、カップ・トロフィー・楯、金杯・銀杯、制服付属品、ワッペン、ステッカー、ネームプレート、鑑札、各種記念品等
14	額縁・画材	各種額縁、画材等
15	写真機	カメラ、撮影機、映写機、写真材料、フィルム(医療用を除く。)等
16	什器	鋼製什器(書庫類、更衣箱、机、椅子等)、木製什器(応接長テーブル、ソファ、安楽椅子等)、家具、図書館用什器、移動棚、調剤台、実験用什器、コインロッカー、机上ガラス等
17	厨房機械器具	流し台・調理台、調理用機器、食器洗浄・消毒機器、給湯関係機器、風呂釜等浴槽関係、冷凍・冷蔵関係等
18	荒物雑貨	家庭金物類、清掃用具・用品、石けん・洗剤類、ワックス類、食器類、磁器・ガラス器、紙・繊維製雑貨類、トイレトペーパー等

19	漆塗物・漆器類	漆塗花瓶、漆塗盆、その他漆器類等
20	工業用ゴム製品	サクシオンホース、ゴム・ビニールホース、パッキン類、ベルトゴム・ビニールシート、防振ゴム、ゴムマット等
21	繊維製品	制服、作業服、事務服、白衣、肌着、雨衣、雨具、靴下、軍手、タオル、てぬぐい、布製シート等
22	寝具	布団、毛布、敷布等
23	ベッド	一般用、医療用
24	帽子	制帽、作業帽、略帽、運動帽、ヘルメット等
25	ゴム・皮革製品	革靴、作業靴・安全靴、ゴム長靴、地下足袋、布靴、病院用シューズ、カバン、手袋(革、ゴム、ビニール)等
26	室内装飾品	じゅうたん、カーテン、ブラインド、簡易間仕切り、どん帳・暗幕、畳等
27	天幕・旗・染め物	天幕、旗・のぼり・たれ幕、郵袋、腕章、選挙用品、染め物等
28	家庭用電気機器	映像、音響(テレビ、ビデオ、ステレオ等)、空調関係(エアコン、クーラー等(ガス含む。))、暖房関係(ファンヒーター、クリーンヒーター等(ガス含む。))家事・調理(冷蔵庫、洗濯機、レンジ等)、電球等照明・配線関係等
29	自動車	乗用車、貨物車、二輪車、軽自動車、バス、自動車架装、特殊車(フォークリフト等)、電気自動車等
30	自動車部品	部品、タイヤ・チューブ、バッテリー、電装品(修理含む。)、自動車用品、排気ガス浄化装置等
31	自動車修理	自動車修理、車検(工場認証、認定、指定を受けた者に限る。)、板金等
32	自転車・雑車	自転車、原付自転車、乳母車、運搬車、車椅子、部品及び修理等
33	船舶・航空機	船舶(総トン数20トン未満)、ボート、航空機、ヘリコプター、部品及び修理
34	石油製品	ガソリン、重油、軽油、灯油、潤滑油等
35	ガス類その他	LPガス(許可業者に限る。)、酸素、高圧ガス(医・理・工業用を含む。)、石炭、コークス、木炭等
36	理化学機械器具	分析機器(光)、分析機器(クロマト)、分析機器(ガス)、分析機器(その他)、光学機器(顕微鏡、投影機等)、試験検査機器、環境測定機器、測量機器、基本・誘導量計測定機器等
37	工作用機械器具	旋盤、ボール盤、研削盤、フライス盤、プレス、切断機、圧延機、機械工具、レーザー加工機、溶接機、木工機械等
38	産業用機械器具	ボイラー、エンジン、ポンプ、クレーン、コンベア、産業用ロボット、送風機、冷凍機、バケット、船舶用エンジン、自動車整備用機械、産業用洗濯機、動力伝導装置、油圧・空圧機等

39	産業用電気機械	発電器、モーター、自動制御装置、受配電設備、空気清浄機、屋外照明器具、舞台照明器具等
40	通信用機械器具	電話交換機、有線放送装置、ファクシミリ等搬送装置、テレビ放送装置、ラジオ放送装置、固定局通信装置、移動局通信装置、レーダー装置、方向探知器、ビーコン装置、情報伝達表示装置等
41	農業用機械器具	トラクター、コンバイン、畜産用機器、養鶏用機器、噴霧器、芝刈機、製茶機等
42	建設用機械器具	ブルドーザー・パワーショベル、ロードローラー、杭打機、削岩クレーン、ミキサー等
43	給排水設備・塵埃処理機器	水道メーター、漏水防止機、水道用伸縮継手、 <small>じん</small> 汚水処理装置、 <small>じん</small> 集塵装置、焼却炉
44	アスファルトコンクリート	アスファルト混合物、常温合材、乳剤、タール等 (プラント所有者に限る。)
45	生コンクリート	生コンクリート (プラント所有者に限る。)
46	セメント・骨材	セメント、砕石、再生砕石、砂利、石粉、転炉かす、高炉かす等
47	コンクリート製品	ヒューム管、パイル、道路用製品、下水道用製品、陶管、万年塀、ブロック等
48	木材	木材、合板、竹材、丸太、その他木製品等
49	鉄鋼・非鉄製品	鋼材、鋼管、鋼矢板、ガードレール、ワイヤーロープ・金網、鋳鉄管、ビニール管、電線等
50	建築金物	建築金物、大工道具、工具、塗料、ガラス (机上ガラスを除く。) 等
51	仮設資材	組立ハウス、組立式物置、仮設トイレ、仮設用材料、組立式駐車場等
52	道路標識	道路標識、カーブミラー、電照式標識、バリケード、保安灯等
53	看板・広告宣伝・展示品	看板、掲示板・表示板、案内板、広告宣伝用品 (委託業務に属する企画・デザインを除く。)、模型、展示品等
54	医療用機械器具	生体検査機器 (心電計、脳波計、内視鏡、超音波診断装置、医療用光学機器等) 検体検査用機器 (血液成分分析、呼気ガス分析等の血液・尿検査機器、遠心分離器等)、治療用機器 (人工臓器、透析機器、超音波治療機器、レーザー・赤外線治療機器、リハビリテーション用機器、ペースメーカー等)、放射線関連機器 (X線撮影・断層装置、アイソトープ治療機器、磁気共鳴診断装置等)、手術関連機器 (麻酔、消毒含む。)、調剤器具、看護器具、歯科用機器等 (許可又は届出業者に限る。)
55	医療用薬品	医家向薬品、家庭薬、ワクチン、医療用酸素、笑気ガス、血清、培地、動物用医薬品等 (許可業者に限る。)
56	衛生材料	脱脂綿、ガーゼ、包帯、歯科材料、紙オムツ等 (医療用器具、局方品を扱う者のみ許可又は届出業者に限る。)

57	医療用フィルム	X線フィルム（現像用材料含む。）等 （届出業者に限る。）
58	防疫剤	殺虫剤、殺そ剤、除草剤、農薬等 （届出業者に限る。）
59	工業薬品	塩化第二鉄、苛性ソーダ、硫酸、試薬、工業用ガス、凝集剤、活性炭（再生を含む。）、流出油処理剤等 （毒物・劇物に該当するものを扱う場合は許可を受けた者に限る。）
60	消防・防災用品	ホース、消防ポンプ、避難器具、救助器具、防火服、化学消火薬剤、オイルフェンス、消火器（薬品の詰め替えを含む。消火器を扱う者のみ届出業者に限る。） その他消防・防災用品
61	警察用品	拳銃ケース、警棒、手錠、捕縄、鑑識用機械機材、防弾板、その他警察用品
62	百貨店・総合商社	全品目（ただし、総合商社については定款に定める範囲）
63	造園資材	種苗、樹木、芝、草花、用土肥料、造園石材
64	食品関係	茶、インスタントコーヒー、紅茶、砂糖、その他食品
65	包装・梱包資材	包装材料、段ボール、梱包用品具等
66	その他物品関係	漁業用資器材、舞台道具及び上記のいずれにも属さない物品
67	軽印刷・オフセット印刷	タイプオフ、タイプ謄写、タイプ印書
68	フォーム印刷	連続伝票用紙、OCR・OMR伝票用紙、帳票類、通知書類
69	特殊印刷	グラビア、シール・ラベル、スクリーン、ナンバリング、カーボンカード、カレンダー、手帳
70	複写業務	青写真、コピー、マイクロ写真、DPE、光ディスク入力
71	航空写真・図面製作	航空写真、図面製作、写図、地図製作（原図作成から印刷までを含む。）、住居表示案内図
72	製本	製本、表装
73	クリーニング	椅子カバー、カーテン、白衣、作業衣、白布、たすき等 （確認済み証を受けた者に限る。）
74	清掃用品取り替え	化学雑巾、モップ、芳香剤、防災マット、受話口抗菌マット取替消毒等
75	図書	書籍、雑誌、地図等
76	動物・飼料	動物、魚類用飼料、鳥類用飼料、動物用飼料、飼育器材等
77	不用品買売	鉄・非鉄くず、紙・繊維くず、機械、船舶、自転車及び自動車、遺失物等 （許可を受けた者に限る。）

別表 2 (第 4 項関係)

調達業務を所掌する県の機関	調達の区分及び管轄区域
会計局総務事務集中課物品班 〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地 TEL 073-441-2293	一般競争入札に係る調達並びに本庁各課室、教育庁各課室、各種委員会事務局及び和歌山市、海南市、海草郡に所在する県の出先機関等の調達
那賀振興局地域振興部総務県民課 〒649-6223 岩出市高塚209 TEL 0736-61-0005	岩出市及び紀の川市に所在する県の出先機関等の調達
伊都振興局地域振興部総務県民課 〒648-8541 橋本市市脇四丁目5番8号 TEL 0736-33-5004	橋本市及び伊都郡に所在する県の出先機関等の調達
有田振興局地域振興部総務県民課 〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅2355-1 TEL 0737-64-1255	有田市及び有田郡に所在する県の出先機関等の調達
日高振興局地域振興部総務県民課 〒644-0011 御坊市湯川町財部651 TEL 0738-24-2904	御坊市及び日高郡に所在する県の出先機関等の調達
西牟婁振興局地域振興部総務県民課 〒646-0027 田辺市朝日ヶ丘23-1 TEL 0739-26-7906	田辺市及び西牟婁郡(すさみ町を除く。)に所在する県の出先機関等の調達
東牟婁振興局地域振興部総務県民課 〒646-0027 新宮市緑ヶ丘二丁目4-8 TEL 0735-21-9605	新宮市及び東牟婁郡(串本町及び古座川町を除く。)に所在する県の出先機関等の調達
東牟婁振興局地域振興部総務県民課 串本地区駐在 〒649-3503 東牟婁郡串本町串本2491 TEL 0735-62-0412	西牟婁郡すさみ町並びに東牟婁郡串本町及び古座川町に所在する県の出先機関等の調達
警察本部会計課 〒640-8588 和歌山市小松原通一丁目1番地1 TEL 073-423-0110	警察本部の調達(一般競争入札に係る調達を含む。)

和歌山県告示第320号

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）別表第1第23項第1号の規定により、平成23年度の県立近代美術館の入場料を次のとおり定め、平成23年4月1日から実施する。

平成23年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 企画展入場料

(1) 「ポップ?ポップ!ポップ♡」展

	個 人	団 体
一般	500円	400円
大学生	300円	250円
高校生以下	無 料	無 料
県内に在学中の外国人留学生（外国人就学生を含む。）	無 料	無 料

(2) 「なつやすみの美術館」展

	個 人	団 体
一般	500円	400円
大学生	300円	250円
高校生以下	無 料	無 料
県内に在学中の外国人留学生（外国人就学生を含む。）	無 料	無 料

(3) 「生誕100年 高井貞二」展

	個 人	団 体
一般	500円	400円
大学生	300円	250円
高校生以下	無 料	無 料
県内に在学中の外国人留学生（外国人就学生を含む。）	無 料	無 料

(4) 「吉原英雄」展

	個 人	団 体
一般	500円	400円
大学生	300円	250円
高校生以下	無 料	無 料
県内に在学中の外国人留学生（外国人就学生を含む。）	無 料	無 料

(5) 「ホックニーのグリム童話」展

	個 人	団 体
一般	500円	400円
大学生	300円	250円
高校生以下	無 料	無 料
県内に在学中の外国人留学生（外国人就学生を含む。）	無 料	無 料

2 常設展入場料

	個 人	団 体
一般	340円	270円

大学生	230円	180円
高校生以下	無料	無料
県内に在学中の外国人留学生(外国人就学生を含む。)	無料	無料

備考

- 1 団体は、20人以上とする。
- 2 団体が21人以上の場合は、引率者1人について、入場料を無料とする。
- 3 企画展の入場者は、企画展の入場料のみで常設展に入場することができる。
- 4 高等学校教育までの学校教員及び職員並びに保育所の保育士及び職員が、学校及び保育所等(教育委員会を含む。)の教育活動行事の引率指導者として入館する場合は、引率指導に必要な人数の入場料を無料とする。
- 5 和歌山県立博物館の入館券を提示する場合は、当該入館券の日付が入場する当日のものに限り、入場料を団体割引の料金とする。
- 6 和歌山県立近代美術館メールマガジン会員であって、有効期限の切れていない最新号のメールマガジンをプリントアウトしたものを提示する場合は、当該プリントアウト1枚につき4人までの入場料を団体割引とする。
- 7 「城まち」1日周遊きっぷを持参する場合であって、当該券面記載の日付が入場する当日のものであるときは、入場料を団体割引の料金とする。

和歌山県告示第321号

和歌山県使用料及び手数料条例(昭和22年和歌山県条例第28号)別表第1第24項の規定により、平成23年度の県立博物館の使用料を次のとおり定め、平成23年4月1日から実施する。

平成23年3月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 特別展入場料

(1) 「華麗なる紀州の装いーかみ・ひと・ほとけをつなぐー」

	個人	団体
一般	500円	400円
大学生	300円	250円
高校生以下	無料	無料
県内に在学中の外国人留学生(外国人就学生を含む。)	無料	無料

(2) 「中世の村をあるくー紀美野町の歴史と文化ー」

	個人	団体
一般	800円	650円
大学生	500円	400円
高校生以下	無料	無料
県内に在学中の外国人留学生(外国人就学生を含む。)	無料	無料

2 常設展・企画展入場料

	個人	団体
一般	280円	220円
大学生	170円	140円
高校生以下	無料	無料

県内に在学中の外国人留学生（外国人就学生を含む。）	無料	無料
---------------------------	----	----

3 音声ガイド使用料

区 分	一人（1回）
一般（大学生以上）	200円
高校生以下	100円
障害者	無 料

備考

- 1 団体は、20人以上とする。
- 2 団体が21人以上の場合は、引率者1人について、入場料を無料とする。
- 3 特別展の入場者は、特別展の入場料のみで常設展に入場することができる。
- 4 高等学校教育までの学校教員及び職員並びに保育所の保育士及び職員が、学校及び保育所等（教育委員会を含む。）の教育活動行事の引率指導者として入館する場合は、引率指導に必要な人数の入場料を無料とする。
- 5 和歌山県立近代美術館の入場券を提示する場合は、当該入場券の日付が入館する当日のものに限り、入場料を団体割引の料金とする。
- 6 「城まち」1日周遊切符を持参する場合であって、当該券面記載の日付が入館する当日のものであるときは、入場料を団体割引の料金とする。

和歌山県告示第322号

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）別表第1第25項の規定により、平成23年度の県立紀伊風土記の丘資料館の入場料を次のとおり定め、平成23年4月1日から実施する。

平成23年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 特別展入場料

	個 人	団 体
一般	350円	290円
大学生	210円	160円
高校生以下	無 料	無 料
県内に在学中の外国人留学生（外国人就学生を含む。）	無 料	無 料

2 常設展・企画展入場料

	個 人	団 体
一般	190円	150円
大学生	90円	70円
高校生以下	無 料	無 料
県内に在学中の外国人留学生（外国人就学生を含む。）	無 料	無 料

備考

- 1 団体は、20人以上とする。
- 2 団体が21人以上の場合は、引率者1人について、入場料を無料とする。
- 3 特別展の入場者は、特別展の入場料のみで常設展に入場することができる。
- 4 高等学校教育までの学校教員及び職員並びに保育所の保育士及び職員が、学校及び保育所等（教育委員会を含む。）の教育活動行事の引率指導者として入館する場合は、引率指導に必要な人数の

入場料を無料とする。

和歌山県告示第323号

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）別表第1第26項の規定により、平成23年度の県立自然博物館の入場料を次のとおり定め、平成23年4月1日から実施する。

平成23年3月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

常設展・特別展入場料

	個人	団体
一般	460円	340円
高校生以下	無料	無料
県内に在学中の外国人留学生（外国人就学生を含む。）	無料	無料

備考

- 1 団体は、20人以上とする。
- 2 団体が21人以上の場合は、引率者1人について、入場料を無料とする。
- 3 高等学校教育までの学校教員及び職員並びに保育所の保育士及び職員が、学校及び保育所等（教育委員会を含む。）の教育活動行事の引率指導者として入館する場合は、引率指導に必要な人数の入場料を無料とする。

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第30号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成23年3月29日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党和歌山県紀の川市第三支部	岸本健	辻内行雄	紀の川市荒見108	○	平成23.3.10

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
遠友会	遠藤富士雄	目良敏	和歌山市湊5丁目13番地34号	平成22.9.9
遠藤富士雄後援会	遠藤富士雄	雑賀秀夫	和歌山市湊5丁目13番地34号	平成22.9.9
浜田まさみ後援会	角口州利	角口育世	新宮市緑ヶ丘1-5-7	平成23.2.8

石本一也後援会	平川誠治	寺西優	有田郡湯浅町湯浅2708-7	平成 23.2.14
若参政	並河哲次	柴田哲弥	新宮市五新2番17号	平成 23.2.14
星礼会	森礼子	森桂子	和歌山市新八百屋丁25	平成 23.2.28
松本隆史後援会	西本利吉	松本政彦	御坊市島197	平成 23.3.1
松本こうせい後援会	木村雅宥	櫻井重和	有田郡湯浅町湯浅1688-12	平成 23.3.2

和歌山県選挙管理委員会告示第31号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成23年3月29日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	政党・政治団体の別	備考
自由民主党和歌山県第二選挙区支部	主たる事務所の所在地	海南市日方1242-16 柳川ビル103	海南市鳥居6-1 大幸ビル	平成 23.1.14	政党支部	
日本共産党・東賀代子後援会	会計責任者	富田真佐子	晁美保	平成 23.2.1	政治団体	
鶴保庸介後援会川辺支部	主たる事務所の所在地	日高郡日高川町小熊38 50-1	日高郡日高川町小熊40 08	平成 23.2.2	政治団体	
	代表者	熊谷重美	林雅臣			
前芝雅嗣後援会	代表者	田仲康慧	芝正弘	平成 23.2.8	政治団体	
高嶋洋子後援会	会計責任者	本田雄次	山田啓子	平成 23.2.9	政治団体	
	主たる事務所の所在地	和歌山市園部855	和歌山市六十谷1223-2 8	平成 23.3.11		
にさか吉伸御坊市後援会	主たる事務所の所在地	御坊市菌201番地	御坊市島440-1	平成 23.2.10	政治団体	
向井嘉久蔵後援会	主たる事務所の所在地	橋本市東家5丁目4番4号	橋本市東家4丁目10番2号 土井方	平成 23.2.14	政治団体	
高尾通雄後援会	政治団体の名称	高尾通雄後援会	高尾通雄後援会	平成 23.2.15	政治団体	
	主たる事務所の所在地	西牟婁郡すさみ町大谷80	西牟婁郡すさみ町佐本東栗垣内194			
	代表者	高尾稔	田間清			

	会計責任者	角崎省造	高尾稔			
横矢政明後援会	代表者	大原裕	小谷一夫	平成 23.2.15	政治団体	
	会計責任者	小谷一夫	九鬼俊司			
幸福実現党和歌山県本部	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	平成 23.2.16	政治団体	
	主たる事務所の所在地	和歌山市中587-70(中西康浩方)	和歌山市大谷845-42(久保方洋方)	平成 23.2.23		
中谷和史後援会	代表者	森本享	楠本史郎	平成 23.2.16	政治団体	
井上なおき後援会	主たる事務所の所在地	和歌山市和歌浦東3-4-6	和歌山市和歌浦東3-4-16 フレグランスMASA102	平成 23.2.17	政治団体	
いずみ正徳後援会	主たる事務所の所在地	田辺市新庄町93-9	田辺市朝日ヶ丘14-14 ファーストアメニティ205号	平成 23.2.18	政治団体	
山田まさひこ後援会	代表者	山本尚	栢木孝	平成 23.2.18	政治団体	
岡ひろのり後援会	主たる事務所の所在地	橋本市御幸辻574-1	橋本市御幸辻237	平成 23.2.22	政治団体	
祐和会	主たる事務所の所在地	和歌山市秋月136-1	和歌山市秋月198-5	平成 23.2.23	政治団体	
自由民主党和歌山県有田市第一支部	会計責任者	浅井宏吉	浅井三枝子	平成 23.2.23	政党支部	
幸福実現党和歌山後援会	主たる事務所の所在地	和歌山市中587-70(中西康浩方)	和歌山市大谷845-42	平成 23.2.23	政治団体	
	代表者	今井田俊一	久保美也子			
大江康弘後援会	主たる事務所の所在地	和歌山市鷹匠町1-40 廣井ビル1F	西牟婁郡白浜町堅田2500-30	平成 23.2.25	政治団体	
紀南青年政治研究会(南政会)	主たる事務所の所在地	和歌山市鷹匠町1-40 廣井ビル1F	西牟婁郡白浜町堅田2500-30	平成 23.2.25	政治団体	
岸芳男後援会	代表者	向井ゆき子	長田温	平成 23.2.28	政治団体	
さいとうまさき後援会	主たる事務所の所在地	御坊市湯川町財部666-5	御坊市藤田町吉田282	平成 23.3.1	政治団体	
松原しげき後援会	主たる事務所の所在地	東牟婁郡串本町串本1375-1	東牟婁郡串本町串本2429	平成 23.3.1	政治団体	
	代表者	谷口昇男	松原繁樹			

和歌山県理学療法士連盟	代表者	南和幸	高田常一	平成 23.3.2	政治団体	
島幸一後援会	代表者	柴田哲男	和関義和	平成 23.3.3	政治団体	
ふしき建後援会	主たる事務所の所在地	有田郡湯浅町湯浅366-5	有田郡湯浅町湯浅3153	平成 23.3.4	政治団体	
木下よしゆき後援会	代表者	廣畑良次	林邦有	平成 23.3.10	政治団体	
富安民浩後援会	主たる事務所の所在地	日高郡日高町荊木88	日高郡日高町高家1136	平成 23.3.10	政治団体	

和歌山県選挙管理委員会告示第32号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成23年3月29日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	届出年月日
えんどう富士雄後援会	遠藤富士雄	平成 21.12.31	平成 22.9.9
日置川・立谷誠一後援会	山本一男	平成 22.3.31	平成 23.2.8
根未博後援会	根未明子	平成 22.12.31	平成 23.2.15
黒田七郎後援会	赤阪佳映	平成 22.12.16	平成 23.2.18
仁坂吉伸美浜町後援会	入江勉	平成 23.2.7	平成 23.2.21
田和弘満後援会	古谷敏晴	平成 22.12.10	平成 23.3.1
浅井武彦後援会	浅井武彦	平成 23.3.1	平成 23.3.1
森上忠信後援会	森上鶴次	平成 23.2.28	平成 23.3.2
一進会	辻和男	平成 22.11.28	平成 23.3.9
西畑康子後援会	久保美也子	平成 23.3.11	平成 23.3.11
たまき三夫をささえる会	鳴川孟治	平成 23.3.15	平成 23.3.15

和歌山県選挙管理委員会告示第33号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の収支報告書を受理したので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成23年3月29日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

政治団体の収支報告書(平成20年分)の要旨

(単位:円)

えんどう富士雄後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 遠藤 富士雄
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 和歌山市議会議員
 報告年月日 22.09.09

1	収入総額	<u>5,188,740</u>	
	本年收入額	5,188,740	
2	支出総額	<u>5,188,740</u>	
3	本年收入の内訳		
	寄附	648,740	
	個人からの寄附	648,740	
	機関紙誌の発行その他の事業による収入	4,540,000	
	えんどうふじお君を励ます会	4,540,000	
4	支出の内訳		
	政治活動費	5,188,740	
	機関紙誌の発行その他の事業費	4,988,740	
	機関紙誌の発行事業費	621,479	
	政治資金パーティー開催事業費	4,367,261	
	調査研究費	200,000	
5	寄附の内訳		
	(個人からの寄附)		
	谷野 博昭	120,000	和歌山市
	桑原 幹彦	118,740	和歌山市
	梶田 耕一	150,000	和歌山市
	梶田 淑子	150,000	和歌山市
	知念 則男	110,000	和歌山市

政治団体の収支報告書(平成21年分)の要旨

(単位:円)

えんどう富士雄後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 遠藤 富士雄
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 和歌山市議会議員
 報告年月日 22.09.09

1	収入総額	<u>3,848,740</u>	
	本年收入額	3,848,740	
2	支出総額	<u>3,848,740</u>	
3	本年收入の内訳		
	寄附	728,740	
	個人からの寄附	728,740	
	機関紙誌の発行その他の事業による収入	3,120,000	
	えんどうふじお初夏の集い	3,120,000	
4	支出の内訳		
	政治活動費	3,848,740	
	機関紙誌の発行その他の事業費	3,548,740	
	機関紙誌の発行事業費	558,614	
	政治資金パーティー開催事業費	2,990,126	
	調査研究費	300,000	

5 寄附の内訳 (個人からの寄附)		
谷野 博昭	120,000	和歌山市
桑原 幹彦	118,740	和歌山市
知念 則男	110,000	和歌山市
三目 晴造	70,000	和歌山市
梶田 耕一	150,000	和歌山市
梶田 淑子	150,000	和歌山市
年間五万円以下のもの	10,000	

政治団体の収支報告書(平成22年分)の要旨

(単位:円)

日置川・立谷誠一後援会

報告年月日 23.02.08

1 収入総額	<u>201,960</u>	
前年繰越額	1,960	
本年收入額	200,000	
2 支出総額	<u>149,121</u>	
3 本年收入の内訳		
寄附	200,000	
個人からの寄附	200,000	
4 支出の内訳		
経常経費	149,121	
光熱水費	4,209	
備品・消耗品費	14,850	
事務所費	130,062	
5 寄附の内訳 (個人からの寄附)		
立谷 喜代次	200,000	白浜町

たまき三夫をささえる会

報告年月日 23.02.10

1 収入総額	<u>11,210</u>	
前年繰越額	11,207	
本年收入額	3	
2 支出総額	<u>0</u>	
3 本年收入の内訳		
その他の収入	3	
一件十万円未満のもの	3	

根末博後援会

報告年月日 23.02.15

1 収入総額	<u>0</u>	
2 支出総額	<u>0</u>	

黒田七郎後援会

報告年月日 23.02.18

1 収入総額	<u>0</u>	
2 支出総額	<u>0</u>	

仁坂吉伸美浜町後援会

報告年月日 23.02.21

1 収入総額	<u>100,010</u>	
--------	----------------	--

本年收入額	100,010	
2 支出総額	<u>100,010</u>	
3 本年收入の内訳		
寄附	100,010	
個人からの寄附	10	
政治団体からの寄附	100,000	
4 支出の内訳		
経常経費	19,820	
備品・消耗品費	19,820	
政治活動費	80,190	
組織活動費	80,190	
5 寄附の内訳		
(個人からの寄附)		
年間五万円以下のもの	10	
(政治団体からの寄附)		
にさか吉伸日高郡後援会	100,000	美浜町

田和弘満後援会

報告年月日 23.03.01

1 収入総額	<u>0</u>
2 支出総額	<u>0</u>

浅井武彦後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 浅井 武彦

資金管理団体の届出に係る公職の種類 和歌山市議会議員

報告年月日 23.03.01

1 収入総額	<u>249,424</u>	
前年繰越額	149,424	
本年收入額	100,000	
2 支出総額	<u>0</u>	
3 本年收入の内訳		
寄附	100,000	
政治団体からの寄附	100,000	
4 寄附の内訳		
(政治団体からの寄附)		
自由民主党和歌山市支部連絡協議会	100,000	和歌山市

森上忠信後援会

報告年月日 23.03.02

1 収入総額	<u>0</u>
2 支出総額	<u>0</u>

一進会

報告年月日 23.03.03

1 収入総額	<u>446,971</u>
前年繰越額	446,971
2 支出総額	<u>0</u>

西畑康子後援会

報告年月日 23.03.11

1 収入総額	<u>0</u>
2 支出総額	<u>0</u>

政治団体の収支報告書(平成23年分)の要旨

(単位:円)

仁坂吉伸美浜町後援会

報告年月日 23.02.21

1 収入総額	0
2 支出総額	0

浅井武彦後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 浅井 武彦

資金管理団体の届出に係る公職の種類 和歌山市議会議員

報告年月日 23.03.01

1 収入総額	249,424
前年繰越額	249,424
2 支出総額	0

森上忠信後援会

報告年月日 23.03.02

1 収入総額	0
2 支出総額	0

西畑康子後援会

報告年月日 23.03.11

1 収入総額	0
2 支出総額	0

たまき三夫をささえる会

報告年月日 23.03.15

1 収入総額	11,211
前年繰越額	11,210
本年收入額	1
2 支出総額	11,211
3 本年收入の内訳	
その他の収入	1
一件十万円未満のもの	1
4 支出の内訳	
政治活動費	11,211
その他の経費	11,211

和歌山県選挙管理委員会告示第34号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成23年3月29日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
遠藤富士雄	和歌山市議会議員	遠藤富士雄後援会	和歌山市湊5丁目13番地34号	遠藤富士雄	平成22.9.9
並河哲次	新宮市議会議員	若参政	新宮市五新2番17号	並河哲次	平成23.2.14

森礼子	和歌山県議会議員	星礼会	和歌山市新八百屋丁25	森礼子	平成 23.2.28
藤山将材	和歌山県議会議員	藤山まさき後援会	海南市野上中330	藤山将材	平成 23.3.9

和歌山県選挙管理委員会告示第35号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成23年3月29日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

資金管理団体の指定の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
遠藤富士雄	和歌山市議会議員	えんどう富士雄後援会	和歌山市鳴神90番地21号	遠藤富士雄	平成 22.9.9
浅井武彦	和歌山市議会議員	浅井武彦後援会	和歌山市市小路88-5	浅井武彦	平成 23.3.1

和歌山県選挙管理委員会告示第36号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成23年3月29日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
中村協二	和歌山市議会議員	中村協二と歩む会	主たる事務所の所在地	和歌山市和歌浦東2丁目1-66	和歌山市和歌浦南3丁目3-15	平成 23.1.26
井上直樹	和歌山市議会議員	井上なおき後援会	主たる事務所の所在地	和歌山市和歌浦東3-4-6	和歌山市和歌浦東3-4-16 フレグランスMASA102	平成 23.2.17

和歌山県選挙管理委員会告示第37号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定による平成22年11月28日執行の和歌山県知事選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収入及び支出の報告書について、訂正の届出があったので、同法第192条第1項の規定に基づき、平成23年和歌山県選挙管理委員会告示第7号（和歌山県知事選挙における各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨）を次のとおり訂正し、公表する。

平成23年3月29日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

平成23年和歌山県選挙管理委員会告示第7号における収支報告書の要旨の表候補者氏名洞佳和の収入欄中「ゆたかで住みよい和歌山県をつくる会 政治団体 2,566,246円」を「ゆたかで住みよい和歌山県をつくる会 政治団体 2,726,246円」に、「今回計 2,566,246円」を「今回計 2,726,246円」に、「総計 2,566,246円」を「総計 2,726,246円」に訂正し、同候補者の支出欄中「広告費 405,269円」を「広告費 556,072円」に、「今回計 2,566,246円」を「今回計 2,717,049円」に、「総計 2,566,246円」を「総計 2,717,049円」に訂正する。

和歌山県選挙管理委員会告示第38号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第189条第1項の規定による平成22年11月28日執行の和歌山県知事選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収入及び支出の報告書について、訂正の届出があったので、同法第192条第1項の規定に基づき、平成23年和歌山県選挙管理委員会告示第16号(和歌山県知事選挙における各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨)を次のとおり訂正し、公表する。

平成23年3月29日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

平成23年和歌山県選挙管理委員会告示第16号における収支報告書の要旨の表候補者氏名洞佳和の収入欄中「前回計 2,566,246円」を「前回計 2,726,246円」に、「総計 3,116,246円」を「総計3,276,246円」に訂正し、同候補者の支出欄中「前回計 2,566,246円」を「前回計 2,717,049円」に、「総計 3,017,999円」を「総計 3,168,802円」に訂正する。

和歌山県選挙管理委員会告示第39号

政見放送及び経歴放送実施規程(平成6年自治省告示第165号)第8条第6項の規定に基づき、和歌山県知事の選挙において候補者又は候補者になろうとする者から自らが選定した手話通訳士一人による手話通訳を付して政見を録画するよう申込みがあったときの当該手話通訳士による手話通訳を付して政見を録画するものとする放送事業者を次のとおり定める。

なお、この告示は、告示の日以後その期日を告示される和歌山県知事の選挙から適用する。

平成23年3月29日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

日本放送協会

株式会社テレビ和歌山

和歌山県選挙管理委員会告示第40号

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部を次のように改正する。

平成23年3月29日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

第2項の表中 「 介護付有料老人ホーム 和歌山市西田井385 」 を 「 介護付き有料老人ホーム 」

「 有料老人ホーム 和歌山市西田井385 」 「 和歌山市井戸字広見272番地1 」 に改める。

第4項の表中 「 社会福祉法人愛徳園身体障害者療護施設 和歌山市今福三丁目5番41号 」 「 社会福祉施設 」 「 ビンセント療護園 和歌山市木ノ本1837番地の1 」 「 ビンセント療護園 和歌山市木ノ本1837番地の1 」 「 社会福祉施設 」 「 君里苑 」 「 君里苑 」

社法人愛徳園障害者支 ン セ ン ト 療 護 園 社法人順風会障害者支 里 苑	和歌山市今福三丁目5番41号 和歌山市木ノ本1837番地の1
--	---------------------------------------

に改める。

訓 令

和歌山県訓令第2号

庁中一般
各 かい

和歌山県建設工事事務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県建設工事事務規程の一部を改正する訓令

和歌山県建設工事事務規程（昭和49年和歌山県訓令第16号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項ただし書を削る。

別記第3号様式第34条第9項、第42条第3項及び第47条第3項（注6を含む。）中「3.3パーセント」を「3.1パーセント」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

- この訓令の施行の際現に締結している工事に係る請負契約については、なお従前の例による。
- この訓令の施行の際現に存する様式の用紙は、当分の間、これを調整して使用することができる。

和歌山県訓令第3号

府 中 一 般
各 地方機関

和歌山県公営企業被服等貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県公営企業被服等貸与規程の一部を改正する訓令

和歌山県公営企業被服等貸与規程（平成17年公営企業訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項ただし書中「貸与させるものとし、当該職員の異動先の責任者に被服等異動通知書（別記第2号様式）により引き継ぐものとする」を「貸与させるものとする」に改める。

第8条を次のように改める。

（管理等）

第8条 責任者は、被服等整理簿（別記第2号様式）及び被服等貸与簿（別記第3号様式）を備え、被服等の受払状況及び貸与状況を明らかにしておかなければならない。

2 責任者は、前条第1項ただし書の規定により被服等を継続して貸与させるときは、当該被服等を継続して貸与される職員の異動先の責任者に被服等貸与簿の写しを送付するものとする。

別記第2号様式を削り、別記第3号様式を別記第2号様式とし、別記第4号様式を別記第3号様式とする。

附 則

この訓令は、平成23年3月29日から施行する。

和歌山県訓令第4号

庁 中 一 般
各 課 課
各 地 方 機 関

和歌山県物品調達事務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県物品調達事務規程の一部を改正する訓令

和歌山県物品調達事務規程（平成10年和歌山県訓令第13号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第14条関係)

会計局総務事務集中課及び各振興局の集中調達物品の調達に関する所管

区分	所管するかい等
会計局総務事務集中課	海草振興局 文書館 消防学校 和歌山県税事務所 環境衛生研究センター 動物愛護センター 消費生活センター 男女共同参画センター 子ども・女性・障害者相談センター 公営競技事務所 工業技術センター 和歌山産業技術専門学院 農林水産総合技術センター分室 和歌山下津港湾事務所 教育センター学びの丘教育相談室 向陽中学校 桐蔭中学校 向陽高等学校 桐蔭高等学校 星林高等学校 和歌山北高等学校 和歌山東高等学校 和歌山高等学校 和歌山西高等学校 和歌山工業高等学校 和歌山商業高等学校 海南高等学校 青陵高等学校 陵雲高等学校 和歌山盲学校 和歌山ろう学校 紀北支援学校 紀伊コスモス支援学校 図書館 近代美術館 博物館 紀伊風土記の丘 自然博物館
那賀振興局	那賀振興局 紀北県税事務所 仙浜学園 高等看護学院 農林水産総合技術センターのうち農業試験場及び果樹試験場かき・もも研究所 紀北教育支援事務所那賀分室 粉河高等学校 那賀高等学校 貴志川高等学校
伊都振興局	伊都振興局 農業大学校 紀北教育支援事務所 古佐田丘中学校 橋本高等学校 紀北工業高等学校 伊都高等学校 紀北農芸高等学校 笠田高等学校 紀の川高等学校 きのかわ支援学校
有田振興局	有田振興局 紀中県税事務所 農林水産総合技術センターのうち企画普及部及び果樹試験場 紀中教育支援事務所 所有田分室 箕島高等学校 有田中央高等学校 耐久高等学校 たちばな支援学校
日高振興局	日高振興局 農業大学校就農支援センター 農林水産総合技術センターのうち果樹試験場うめ研究所 農業試験場暖地園芸センター及び畜産試験場養鶏研究所 紀中教育支援事務所 日高高等学校附属中学校 日高高等学校 紀央館高等学校 みはま支援学校
西牟婁振興局	西牟婁振興局 防災航空センター 紀南県税事務所 紀南児童相談所 田辺産業技術専門学院 世界遺産センター 農林水産総合技術センターのうち林業試験場 南紀白浜空港管理事務所 西牟婁教育支援事務所 給与課紀南分室 教育センター学びの丘 田辺中学校 南部高等学校 田辺高等学校 田辺工業高等学校 神島高等学校 熊野高等学校 南紀高等学校 南紀支援学校 はまゆう支援学校 紀南図書館
東牟婁振興局	東牟婁振興局 なぎ看護学校 農林水産総合技術センターのうち畜産試験場及び水産試験場 東牟婁教育支援事務所 串本古座高等学校 新宮高等学校 新翔高等学校 みくまの支援学校

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

監 査 公 表

和歌山県監査公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項及び第7項の規定により、平成23年1月31日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成23年3月29日

和歌山県監査委員 楠 本 隆

和歌山県監査委員 足 立 聖 子

和歌山県監査委員 尾 崎 太 郎

和歌山県監査委員 角 田 秀 樹

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関	監査実施年月日
子ども・女性・障害者相談センター	平成23年1月31日
公営競技事務所	〃
工業技術センター	〃
和歌山下津港湾事務所	〃
財団法人和歌山県国際交流協会	〃
財団法人和歌山県救急医療情報センター	〃
財団法人和歌山県民総合健診センター	〃
財団法人和歌山県勤労福祉協会	〃
ウインナック株式会社	〃
財団法人わかやま産業振興財団	〃
財団法人和歌山地域地場産業振興センター	〃
社団法人畜産協会わかやま	〃
財団法人和歌山県農業公社	〃
和歌山県住宅供給公社	〃
南紀白浜空港ビル株式会社	〃

2 監査の結果

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 子ども・女性・障害者相談センター

(ア) 児童福祉施設入所者負担金の未収金については、平成21年度末で1,575万円となっており、不納欠損処分等により前年度末に比し637万円減少している。

今後も、こども未来課及び障害福祉課と協議を進め、戸別訪問等徴収に向けた取組により、未収額の縮減を図らきたい。

(イ) 領収書帳の受払については、「和歌山県財務規則の運用について（依命通達）」に基づき領収証書帳受払簿に登記しなければならないが、登記漏れがあったので、適正に処理されたい。

(ウ) 医事業務を委託しているが、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条に規定する歳入の徴収又は収納の事務の委託に該当するため、同条第2項に基づく告示を行い、かつ、当該歳入の納入義務者の見やすい方法により公表されたい。

(エ) 自家用車使用で、用務地が串本町と新宮市の場合で、用務が異なるためそれぞれの旅行命令を受け、串本町への命令は旅費不支給としていた事例で、新宮市への命令については、通常の経路による新宮市までの距離で支給されていた。往路については串本町経由の新宮市の距離で計算すべきで、差額880円について追給されたい。

(オ) 超過勤務手当について、週休日に勤務し代休を取得した場合、代休以外の残時間についての支給割合は、125/100であるが135/100で支給されているものがあった。また、週38時間45分の勤務時間超であるにもかかわらず、代休にかかる25/100の支給割合の手当が支給されていないものがあったので、いずれも適正に計算し返納又は追給されたい。

イ 公営競技事務所

(ア) 平成5年度に発生した横領事件に係る弁償金については、平成21年度末における未収額は約2億円となっている。

引き続き未納者の収入状況等を十分把握の上、債権管理に努められたい。

(イ) 行政財産である北側スタンドを公有財産事務規程(平成10年和歌山県訓令第1号)第17条に基づく用途廃止の手続を経ずに取り壊しを行っていたので、適正に処理されたい。

(ウ) 業務委託の方法について、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び第2号による随意契約が多数見受けられた。

また、随意契約の中で指名によるコンペ方式を実施しているが、業者の選定理由が不十分であり、審査における評価基準も具体的でないものが見受けられた。

競争性、公平性及び透明性を確保するため、できる限り競争性を確保した方法により、適正に事務処理を実施されたい。

ウ 工業技術センター

物品の処分について、物品不用調書により不用決定されているが、廃棄する場合の不用品処分調書が作成されていなかったもので適正に処理されたい。

エ 和歌山下津港湾事務所

(ア) 農林水産業使用料(漁港)の収入未済額は、平成21年度末で35万円となっており、前年度末に比し9万円減少している。

今後とも、未納者の現状を把握して、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 港湾施設使用料並びに不法占拠による損害賠償金及び強制執行費用の収入未済額は、平成21年度末で3,105万円となっており、前年度末に比し254万円減少している。

今後とも、未納者の現状を把握して、適切な債権管理に努められたい。

オ 財団法人和歌山県救急医療情報センター

随意契約により人材派遣会社と医療機関案内業務について委託契約を行っているが、委託金額は年約1,200万円であり財団法人和歌山県救急医療情報センター会計規程第14条に基づき適正に処理されたい。

カ 財団法人和歌山県民総合健診センター

業務委託等の契約方法については、財団法人和歌山県民総合健診センター財務規程により、一般競争入札を原則としているが、本来入札をすべき物品購入及びリース契約において随意契約を行っていたものがある。

今後、当該規程で定める競争性を確保した契約方法を推進されたい。

キ 財団法人わかやま産業振興財団

設備貸与資金の未収金については、平成21年度末で1億8,822万円あり、前年度末に比し6,162万円減少したが、依然として多額である。

今後も引き続き、適正な債権管理に努められたい。

ク 和歌山県住宅供給公社

(ア) 道路敷等の公共施設の地方公共団体への未移管施設については、引取団体の基準への適合等の問題があるが、早期移管に向け引き続き努力されたい。

(イ) 平成21年度における宅地分譲等の販売実績は、木ノ本ニュータウン、岸宮サニータウン及び長山団地で合計6区画となっているが、引き続き、残りの土地区画の販売に努められたい。

(ウ) 県営住宅の管理受託に係る県営住宅、特定公共賃貸住宅及び駐車場使用料の平成21年度末の収入未済額は、1億7,903万円あり、前年度に比し1,348万円増加している。

引き続き県建築住宅課及び徴収事務委託管理人と連携し、未収金の減少に努力されたい。

(3) 検討事項

和歌山下津港湾事務所

港湾ガントリークレーンについて、平成21年度の使用料収入が405万円であるが、保守点検業務委託料及び修繕料に1,844万円を要し、さらに平成22年度に修繕費6,405万円を支出予定である。

引き続きポートセールス等に努めるとともに、使用料収入の増額を図る方策を検討されたい。

(4) 上記以外の機関においては、事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

和歌山県監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、平成23年2月23日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成23年3月29日

和歌山県監査委員 楠 本 隆

和歌山県監査委員 足 立 聖 子

和歌山県監査委員 尾 崎 太 郎

和歌山県監査委員 角 田 秀 樹

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関	監査実施年月日
学校法人内山学園	平成23年2月23日
学校法人三宝幼稚園	〃
学校法人法輪学園	〃
学校法人昭和幼稚園	〃
学校法人めぐみ学園	〃
学校法人聖ヨセフ学園	〃
大十バス株式会社	〃
熊野交通株式会社	〃
社会福祉法人和歌山県身体障害者連盟	〃
社会福祉法人高瀬会	〃
社団法人和歌山市医師会看護専門学校	〃
日本赤十字社和歌山県支部和歌山赤十字看護専門学校	〃
紀の川土地改良区連合	〃
南紀用水土地改良区	〃

2 監査の結果

上記の機関においては、事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。